

令和 3 年 3 月 2 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全研究・防災支援部門 企画調整室

## センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁の状況等について

安全研究・防災支援部門における決裁の状況について、利益相反などの中立性、透明性の確保に不都合な事象が生じていないかの観点で、大きく分けて①受託研究への応募、②研究成果の公開、③人事、及び④予算の執行、の 4 つの分野において確認した。確認方法は、規審 8-7 と同様に、企画調整室による自己点検である。

まず、①の受託研究への応募及び②の研究成果の公開については、被規制部門から独立した立場にあるセンター長の決裁の範囲であることから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。

次に、③の人事の観点からは、

- ・センター内の人事権は、センター長が持つ。
- ・センター長人事等については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を要する。
- ・新入職員採用枠の配分については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を要する。

こととなっているため、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。なお、令和 2 年度は、センター長人事に変更はなかった。

最後に、④の予算執行の観点からは、次の通りとなっている。

- ・ 2 億円までの物品取得請求等\*はセンター長の決裁の範囲内である。
- ・ 2 億円を超えて 10 億円までの物品取得請求等\*は部門長の決裁を要する。
- ・ 10 億円を超える物品取得請求等\*は理事長の決裁を要する。

この決裁権限は機構全体で統一的な基準として定められた規程によるもの。

実施状況として、令和 2 年度における、2 億円を超える 2 件の契約請求が部門長の決裁を要しており、これら 2 件について、センター内担当部署の請求内容と契約仕様との間に相違はなく、かつ透明性のある契約方式（一般競争入札：

2件)により契約されていたことから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていたと考えられる。

\*：物品請求、役務、不動産等、委託研究に関する契約請求に関するもの

なお、規審8－4に記載した通り、令和3年度からは、中立性の観点でより説明性の高い（脆弱でない）体制とするため、部門長に付与された、規制支援に係る予算執行等に関する決裁権限を、理事長が決裁するように変更する予定である。

以 上